

## 第 152 回練馬区緑化委員会 会議の記録

- 1 日 時 平成 29 年 5 月 18 日（水）午前 10 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
副会長：横田樹広  
委 員：藤崎健一郎、星美登里、小川けいこ、  
小川こうじ、倉田れいか、坂尻まさゆき、  
やない克子、植松正一、西貝嘉隆、中村忠、  
三浦雄二、早川義隆、内堀比佐雄、  
本橋世紀子、加藤政春、中村壽宏、松延圭悟  
理事者：都市農業課長、環境課長、都市計画課長、  
開発調整課長、道路公園課長  
事務局：環境部長、みどり推進課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者数 4 名（傍聴人定員 10 名）

6 次 第

1 開会

2 審議

(1)練馬区みどりの基本計画の改定について（諮問第 189 号）

(2)保護樹木の指定解除について（諮問第 195 号）

3 報告

(1)保護樹木の新規指定について

(2)保護樹木の指定解除について

(3)区長とともに練馬の未来を語る会【練馬区みどりの区民会議】に  
ついて

4 その他

7 会議内容

みどり推進課長 定刻となりましたので、開催します。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。事務局を担当しますみどり推進課長、塩沢です。よろしく願いいたします。

それでは、開会に当たって、事務局から出席委員数のご報告をします。

ただいまの出席委員数は 18 名です。当委員会の定数は

22名です。過半数の出席がありますので、本日の委員会は成立しています。

なお、後藤委員より欠席の連絡をいただいています。そのほか、まだお見えになっていない委員もいますが、後ほどお見えになるかと思えます。以上です。

会長、よろしく申し上げます。

会 長                    それでは、ただいまから第 152 回練馬区緑化委員会を開催いたします。

本日の委員会は、既にご案内にありますように、審議事項 2 件、報告事項 3 件となっております。本日の委員会は 11 時 30 分までには終了したいと思いますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、審議に入る前に、事務局より資料の確認をお願いします。

みどり推進課長        （資料確認）

会 長                    それでは、次第に沿って委員会を進めたいと思います。初めに審議事項になりますが、その 1、諮問案件から始めます。

まずは前回から引き続き審議になっている諮問第 189 号「練馬区みどりの基本計画の改定について」の審議を行います。事務局より資料のご説明をよろしく申し上げます。

みどり推進課長        （資料 1 - 1 から資料 1 - 6 までを説明）

会 長                    ありがとうございます。

みどりの基本計画改定の中間まとめということで、みどり施策の新たな考え方として、未来のテーマやみどりの将来像、それから、施策の基本方針、施策の方向性というような観点から整理していただきました。

ただいまご説明いただいたことに関してのご質問、ご意見、それから、これは後々区民の皆さんに公開されていきますので、そのような意味でわかりやすく表現されているかといった点のご指摘もあろうかと思えます。そのようなことも含めて委員の皆様からご意見、ご質問等

をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

#### A 委員

前々から基本計画の検討をしていて、改めてまた意見をつけ加えるようで恐縮ですが、基本計画なのか、あるいは肉づけの部分なのか考えていただければありがたいです。施策の基本方針の中に「区民がみどりを実感する」という項目があります。様々な施策の方向性や項目を見ますと、みどりを保全するとか創出するとか、あるいは、公園のみどりを充実させるとか、ややハード的なところがあると思います。

では、どのようにすれば区民が実感できるかということところが少し足りないのではないかという意見です。

私は、実は自然観察指導員をやっておりまして、練馬に限らず、各所で自然観察会をやっております。練馬で言えば石神井公園などでもやっております。自然観察指導員は全国的な組織です。そのほかにリサイクルセンターなどでも各所で自然観察会をされていますが、先日、私はできたばかりの大泉リサイクルセンターの企画で、石神井公園での観察会もやりました。

そのような観察会の1つの狙いは、やはり身近な自然を参加者に理解してもらい、生物多様性というものの大切さを実感してもらい、それによって地域の自然が大切だ、やはり守っていかなければいけないということを実感してもらいということです。様々な方が行っている、区民が自然に触れ合える機会を積極的につくっていくような活動の支援をするといいますか、このみどりの計画の中に取り込めないかということです。

例えば区民がそのような観察会に何人くらい参加したか、どこで何回くらい観察会をやったかなども1つの指標になるのではないかと思いますので、そのようなことも盛り込んでいただけたらと思います。

それと、観察とは別に、去年もやっていましたが、生き物調べ、モニタリングです。これは区でやるのは5年に1回のようなのですが、これも市民参加で継続的にモニタリングするというような仕組みをつくって、区が指導するか、あるいは、どこかで提案して積極的にやるかは別として、そのようなモニタリングなども進めるような方向で考えていただければと思います。

みどり推進課長 ありがとうございます。身近な自然、特に練馬はまだ豊富にあるこの身近な自然。これは公共も含めて民有のものにも多くあると思います。それをみどりとして実感してもらう1つの方法として、今、委員がおっしゃった観察会への参加、あるいは、生物に関するモニタリングの参加などは1つの大きなきっかけになると思います。現在でも、憩いの森を利用した観察会などの活動を広く行っているところです。

自然に触れるという観点でのご意見かと思いますが、そのような意味では、民有の樹林地、憩いの森、あるいは、保護樹林なども含めて、それらを生かした活動はどんどん広げていきたいと思っています。その数が何人という目標の設定はなかなか難しいかと思いますが、そのような活動をさらに活発にすることによって、区民が身近に感じられる機会が増えると考えております。

それをこの具体的な施策の中でどのように盛り込んでいくかは、また様々なアイデアをいただければと思っています。

会 長

今のご意見で私が思ったのは、資料1-2の、3つに分けておりますが、1つはこの②の青のところの、施策の方向性の2つ目「メニューを充実」という表現の部分に該当するかと思いますが、このメニューというものが、どのようなことをイメージしているのかが、もしかしたらわかりにくいのではないかと。そのような機会をつくるということなのかとも思われます。そのあたりの表現も含めて工夫があると良いというのが具体的にご意見かと思っています。それから、今のお話の中にあった、そのような活動をしていることを支援するというような観点もあろうかと思っています。

その点でいくと、③の施策の方向性で「促進する」というキーワードが入っておりますが、そのような区民の皆さんの活動を支援するという観点も含まれてくると、より活性化すると思いますので、そのようなことも含めてまとめていただけるとありがたいと思います。

みどり推進課長 先ほどの私の説明の中でも、この部分の方向性の中身

がかなり抽象的ではないかということもご説明しました。確かにおっしゃられるような、その一歩踏み込んだ部分がどこまでわかりやすくここに表現できるかは、具体的な施策のところとも絡んでいきますので、このまとめ方は少し考えてみます。

会 長

ほかにご意見はいかがでしょうか。

B 委員

今日のところ、資料1-2を見ますと、将来像から導かれる施策の基本方針、それから、施策の方向性を今日、審議して、次回にまた具体的な施策ということでしたが、基本方針や方向性にあまり時間をかけて審議しても仕方がない気がしまして、やはり一番肝心なのは具体的な施策だと思います。

日程を考えますと、具体的な施策について審議できるのはおそらく1回か2回の委員会だと思いますが、そうしますと、次の委員会のときに原案を出していただいて、ここで審議ということになるかと思います。それでは、集まったメンバーなどに非常にもったいない気がします。できれば具体的な施策について時間をかけるべきだと思いますし、それから、先ほど出していただいた自然観察やモニタリングといった具体的な手法についてこの場で様々な方から意見を出してもらえると良いと思います。

例えば指標などにあまり時間をかけるよりも、やはり具体的にそれを実現するために何をやるかが一番大事だと思います。ただ、公園などについても面積を確保するために今から土地を買収するのは非常に困難な状況にあると思いますが、最近、立体都市公園制度ができて、例えば高速道路の上や駅ビル、商業施設などを開発するときに、そこに載せてこういうものをつくるというような方針、そのようなことを活用していく。特に練馬駅や都心に近い部分ではそのような施策が考えられると思います。

それはおそらく、みどり関係の部署だけでできることではないと思います。都市整備関係の部署に働きかけて、あらかじめ立体都市公園を計画するのは難しいかもしれませんが、もし民間などからそのような開発の話があったときに、すぐに対応していけるような方針が考えられ

るかと思えます。

あと、街路樹についても、ただ漠然と増やそうとしても増えていかないと思えますので、具体的に30年後は練馬区の中にどれぐらいの街路樹が実現できる余地があるのか。現在の状況を見ながら、植えられるけれどもまだ植えていないというところがどのくらい残っているか、あるいは、将来的に考えて道を拡幅してでも街路樹が植えられるところはどのくらいかという方針を具体的に立てていく必要があると思えます。

前に東京都がおこなったように、単に本数だけ決めてしまうと、必要のないところに無理に植えたりすることになって困りますので、具体的にどの場所、どのあたりの場所ならば植える余地があるといったことを考えていく必要があると思えます。

それから、農地についてはどんどん減っていくのが問題になっていますが、では、数字を決めて、このくらい守るべきだと、ただ数字だけ言っても全く仕方ないことだと思えます。では、農地を守るために具体的にどうしたらいいかという、それもやはりみどり関係だけではできないことで、これは経済的な状況が非常に大きくかかわってくると思えますが、農林関係の部署を含めて、その都市農業をいかに振興させるか、そのような具体的な経済的なこともあると思えます。

公園とのかかわりで言えば、例えば都市公園の中で今、各地でかなり公園の規制が緩和されて、カフェができたりレストランができたりしていますが、練馬区の特徴を考えるのであれば、例えば練馬区の公園の中で、地元でつくった野菜を直売できる朝市などのようなことを積極的に実施していくとか、場合によっては、農家が直接運営できるようなレストランのようなものを公園の中に設置していくなど、そのようなことも考えられるかと思えます。

それから、市民参加についても、例えば、前回コミュニティーガーデンの話などが出ましたが、コミュニティーガーデンを実施していくにあたっては、それまでの管理団体や、あるいは利用者等の様々なあつれきなどもないとはいえませんが、例えば江東区などでは実際に何十カ所も行って、横の連携もとりながら進めているわ

けですし、今回のメンバーにはコミュニティーガーデンづくりに相当詳しく実績を積んでおられる方もいます。毎回、保護樹木の解除などの審議ばかりでは少しもったいないと思いますので、例えばそのような実績のある方に来ていただいて、コミュニティーガーデンにするのであれば、どのようにしていけば実現できるかなど、練馬区の中でつくれる場所が、例えば公園、あるいは、民有地なども含めて、実現できるような場所はないか探してみるといったことです。

今日の最後の議題の資料5で、練馬の未来を語る会の議事録がありましたが、こちらでは区民の方が一生懸命様々なことに参加しようという意見がたくさん出ています。前回の委員会での区民会議の議事録にもあったと思いますが、学生から、何かしたいが、どうしていいかわからないといった意見がありました。何かやりたいと思っている人はかなりたくさんいると思いますが、そのようなことをどう酌み上げていくか。

それから、落葉の問題などいろいろあって、管理者が大変だということがありますが、住宅の中までは立ち入れないかもしれませんが、道路部分については、例えばボランティアに参加してもらおう。それもただボランティアに適当に参加してくれと言うよりも、やはり区が、ある程度組織づくりをする。

さらに言えば、ボランティアは必ずしも無償である必要はないと思います。何かイベントなどを行うのであれば、せめて交通費、あるいは少し昼食代を渡すなど、あるいは活動に必要な資材、ものの購入費を補助するなど、様々な施策があると思います。今、私は思いつきでいろいろ言いましたが、ここにいるメンバーの方々から具体的な意見を出していただくと、もっと様々な有益な意見が出てくると思います。

ですから、次回に具体的な施策について区でつくっていただいた案だけを見て審議するというよりも、今日集まっているの方々から様々な意見を出していただいて、基本方針や方向性、あるいは指標の検討にあまり時間をかけるよりも、具体的にどのようなことを行っていくかということにもっと時間をかけて皆さんから様々な意見を出してもらおうような進め方が必要になってくると思いま

す。

みどり推進課長 多くの具体的な部分のお話をいただきました。まず、私どもは、当然具体的な施策も大事だと思っておりますが、その背骨となる基本方針、そして、方向性をしっかり押さえておかないと、今後、細かい話になっていったときにぶれてしまわないかというところを考慮しております。

ここまで来るのにもかなりの時間をかけてきたわけですが、本日、この形で基本方針と方向性というものをある程度固めていく、あるいは、またこれに対してご意見をいただいてしっかりしたものにしていく、そして背骨をしっかりとしたものにしたうえで、次の具体的な施策で、多岐にわたる多くの内容が出てくると思います。そちらも時間をとる必要があると思っておりますが、今、お話のあった、街路樹のみどりの話や農地を守るための、あるいは、いかにそれを残していくかという話、また、コミュニティガーデンも前回、委員からお話が出ました。それもどのように具体的にしていくか。そして、どのように最終的に区民が実感できるみどりとしていくかというような具体的な施策については、今のB委員以外の皆さんからも多くの意見をいただきたいと思っております。

従いまして、次回以降この具体的な施策を検討するときには、区としてもかなり様々な要素を提案したいと思っております。その中で今のご意見も含めて、また検討して協議していただければと思っております。

本日は街路樹や農地といったところのご返答はできませんが、それも含めて、具体的な施策の中に盛り込んでいきたいと思っております。

会 長

長く施策の方向性等も議論しておりますので、これがある程度皆様のご了解が得られれば、具体的な施策についてご意見をいただいたほうがいいだろうというご意見であったかと思っております。

ですので、ほかの委員の皆さんからもこの方向性という基本的な部分、あるいは、次回は事務局から具体的な施策の案が出るかと思っておりますが、それに向けての委員の皆様からのご意見、あるいは、現行での施策にも皆さん



は接しておられますので、そのような中で感じていることも含めてのご意見でもよろしいかと思えます。  
いかがでしょうか。

みどり推進課長 前回、スケジュールのお話をした中で、この中間まとめというところでは、先ほどもご説明しましたように、次回7月で、ある程度固めていきたいと思えます。それと同時に、今度は施策の具体的な部分もお示しして、委員会としてはその2回ということ考えていますので、その中で様々なご意見をいただければと思っております。

会 長 今後の当委員会での流れについて補足説明していただきました。いかがでしょうか。

副会長 2点ほど。みどり施策の新たな考え方のイメージをそろそろ固めなければいけない段階かと思えますが、この中間まとめとして、まず、施策の新たな考え方がどういうポリシーに基づくものなのかというところがもう少しクリアに、テーマとあわせて記載されていると良いと思えました。

それぞれ将来像の考え方と推進手法の考え方という変化のさせ方は見てとれますが、みどりの基本計画そのものが目指すところの改定の考え方というものがおそらくテーマの中に込められているのだろう。そのとき、みどりの恵みというものが大きなキーワードになっていて、これがおそらく今まで全区的に見ていたものを、もう少し個別にきめ細かく、地域を見ながら施策を当てはめていこうというポリシーかと思われまますので、そのようなことが少しクリアにテーマとあわせて表現されていると良いのではないかと思ったのが1つ目です。

あともう1つは、今までのみどりの基本計画の実効性がみどり30推進計画によって、かなり担保されてきているものと評価されていたと思えます。そのような推進計画が今後、基本計画の中にひもづけられるのかかもしれませんが、おそらく地域別など、ローカルな計画になっていくと思えます。そうなったときに、やはり地域別の方針の設定の考え方のところを今後、議論を深めていただければと。この枠組みできちんと地域がきめ細かく支

援できるのかといったところをより具体的に示すことが求められてくると思います。

ですので、この資料の紫色になっているところの検討はこれからかと思いますが、この左側の枠組みでいかに地域らしさ、地域の恵みというものが表現できて、そこにかかわる方々の課題を押しえられるのかというところをぜひ議論いただければと思います。以上です。

みどり推進課長 ありがとうございます。今の地域別の方針というところでは、現行の基本計画にない切り口、いわゆる今回の改定ならではの1つのポイントになるかと思っております。

そのような意味では、設定する上ではかなり細かい部分をもう少し盛り込んでいかななくてはいけない。あるいは本当に地域によって様々な特性がありますので、これを設定していくのは、表面的には簡単に見えますが、かなり細かい作業になるかと思っております。その意味では、ここの部分はしっかり押さえていきたいと考えています。

そして、1点目のポリシーについてです。ここではテーマを仮題として押さえていますが、そのポリシーのところをまず初めに明確に持ってくると、もう少しわかりやすいのかとも思います。これでも大分わかりやすくなりましたが、副会長がおっしゃるような、どのような考えなのかというところは明記できるような工夫を考えてみたいと思います。ありがとうございます。

会 長

ほかにはいかがでしょうか。これまでの委員会での議論も踏まえて今日、まとめていただいておりますので、委員の皆様のご意見は大体まとまってきたようにも思われます。

その意味では、本日、事務局よりご提案いただいたみどりの施策の新たな考え方のイメージですが、今、副会長からもう少し補足的に書き込んだほうが良いというご指摘がありました。このイメージに関しましては大体このような方向でよろしいでしょうか。

大体よろしいようであれば、これを中間まとめのイメージとしてまとめていただきまして、今後は具体的な施

策を議論いただくということと、できればなるべく早い段階でそれをご提示いただき、委員の皆様からも様々なご意見をいただけるような進め方ができればと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、この審議案件の1については以上で終わりたいと思います。

では、続きまして、審議案件の2に進みます。

諮問第195号「保護樹林の指定解除について」に入ります。

まずは事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長　それでは、お配りしております諮問の案文を私が読み上げまして、その後、引き続き資料の報告、説明をします。

(諮問文読み上げ、資料2説明)

会　長　　所有者からの指定解除申請に基づく案件ということでただいまご説明いただきました。何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

B委員　　この資料2の写真の1は道路に見えますが、左側が道路で右側が駐車場ですか。

みどり推進課長　おっしゃるとおりです。

B委員　　ケヤキを切るのは仕方ないと思いますが、その後、その道路沿いに関しては民有地になりますが、何か補助を出してでも植栽を復元することなどはできるのでしょうか。

みどり推進課長　民有地になりますので、今回、不健全木として判定されたこの樹木のかわりに何かを植えるという話は所有者の意向によります。今のところそのような計画は聞いておりません。

開発調整課長　今回の土地利用に伴いまして、みどりをはぐくむ条例の基準に基づいて、空地の3割程度については緑化をす

るという計画が出されると考えています。

会 長 開発に伴う緑化義務は当然あるかと思えます。先ほどいくつかの樹木については保護樹木としての相談をしているという話ですが、そのような可能性も含めて、所有者のご意向等はどのような感じでしょうか。

みどり推進課長 これまで長い間、ここを保護樹林として所有者に樹木を管理していただいたところですが、この所有者もかなり高齢でして、やはり理由の1つに管理が大変だという話を聞いています。その上で何とか残せないかというお話をしています。あとは建物の計画がどのようなになるかによっては、何とか支障にならない程度の樹木として残せる部分をお願いしていきたいと考えています。

会 長 ありがとうございます。開発許可の30%の中に今のその樹木がなるべく入るような形で所有者の方が対応してくださるよう、いろいろ助言等をしていただけたら大変ありがたいと思えます。

ほかに何かありますでしょうか。

特になければ、保護樹林としての指定解除はやむを得なしということによろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、そのように委員会として決定したいと思えます。

それでは、以上で審議案件2件は終わりました。

続きまして、報告案件に入ります。

まずは「保護樹木の新規指定について」ならびに「指定解除について」事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長 (資料3、資料4を説明)

会 長 報告案件ですが、委員の皆様から何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

C委員 まず、解除からですが、5件とも近隣からの苦情という理由が主なことになるのかと思えます。それが今日の冒頭のみどりの基本計画の改定の中でも、こういうことも含めて、どういう表現をするのか、区民の皆さんとど

のように共有していくのかというところも盛り込んでいただくことが必要なのではないかと感じました。

それで、確認したいのは、解除の件ですが、指定した年次は今、わかりますか。

みどり推進課長 申し訳ありません。今、手持ちで用意しておりませんので、後ほどお伝えします。

#### C 委員

今回の新規指定の写真を見たときに、指定その3の東大泉五丁目の樹木の手前が、これはきっと開発をしているのではないかと、住所からすると、住宅が建つのではないかとと思いますが、住宅が建った後に、また数年先に苦情とかそのようなことになりかねないのかと少し心配しているところです。少なくともここの開発をする事業者の方にこれが保護樹木であり、住まわれる方も含め、どのように情報共有されるのか、共有される仕組みがあるのか、何かあるのであれば教えていただきたいと思います。

みどり推進課長 かなり切実な問題ですが、おっしゃるとおり、この東大泉につきましては開発の工事が始まっているところです。開発の業者よりもここを買われて住まわれる方にどういうお知らせをしていくかというご質問ですが、今のところそのような協定なり約束なりというものはなく、あるいは、落葉が落ちてくることを先に周知はしておりませんし、そのような方法も今のところありません。

従いまして、委員のおっしゃるように、今は何もなくて良いのですが、家が建つと必ず落葉が雨どいを詰まらせるとか、庭に落葉が飛んでくるなどといった苦情はある程度想定はできるかと思えます。保護樹木になれば、区がある程度の話はできますが、これが普通の樹木ですと民民の話になってしまいます。

ここも含めて多くの理由としては、そのような落葉の苦情、近隣からの苦情で解除をせざるを得ない、あるいは、伐採せざるを得ないといった現状は私ども認識しております。それに対してどう対応していくかについては、何か制度をつくったり、あるいは、規制をかけたりということは今のところできない状況が正直なところです。

従いまして、住んでいる方との協議や、計画の中でも盛り込んでいきますが、地域のみどりとして本当に愛着を持たれるようにしていく。落葉に対しては、地域でどのようにしたら苦情がなくなるだろうかといった活動も含めて、これは地道な取組になると思いますが、そのような長い目で見ていかないと、何かの縛りで切らせないなどということは今のところできないかと思っております。

#### C 委員

おっしゃることもよくわかりますし、当然だとは思いますが、今、すこし気になったのは、ここにゆくゆくお住まいになる方との関係だということにおっしゃったのですが、その前に、やはりここを開発する事業者が買われる方に対してどのようにアプローチをしていくかということが第一で、購入される方に区がかかわることはできないわけですから、その事業者への働きかけはやはり一定程度、区の役割としてあるかと思しますので、これは今すぐどうこうということではなくて、ご検討いただければという意見です。特に回答は求めません。

みどり推進課長 この開発につきましては、その開発する業者と所有者が協議を重ねておりまして、飛び出た枝についてはしっかり剪定するという話はしていますが、住まわれた人が越境していなくても落葉が雨どいに飛んでくるが、そのようなことは聞いていなかったと。住まわれた方は隣に木があるのは当然承知です。住んでみて初めて落葉で雨どいが詰まるといったことがわかってきて、所有者側は苦情を受けて、詰めていかななくてはいけないということになるわけです。

最初は開発業者には話をしますが、住んだ方にはそれが毎日の生活の中で苦情の1つになってくるということは大変な現実ではありますが、それをまた制限するものは今のところないので、まさに日ごろのおつき合いであったり、地域のコミュニティーであったりというソフト面で解決していくしかないかと。

このような回答しかできず申し訳ありません。

#### C 委員

おっしゃることはよくわかります。

それともう1つ今、気になったのが、雨どいのことをおっしゃったので、そうであるなら、そうならないような建築の仕方もきっと工夫できるかと思えます。そこのお答えはいいです。でも、そのようなことも含めて工夫ができるのではないかと思いました。

会 長                   ほかに何かありますでしょうか。

B 委員               新規指定その1を見ますと、幹周 306 センチということで、かなり立派なものだと思いますが、逆に今までなぜ指定されていなかったのかと思いました。

そうすると、ほかでも本来指定される要件に達していながら所有者などがこの制度を知らないで指定されていない事例がかなりあったりするのではないかと思いました。

みどり推進課長   1つはやはり指定の制度がまだ完全に周知されていなかったことが理由にあるかと思えます。もう1つに、指定するメリットがどこまで伝わっていたかも、当然その周知の中に入ってくるかと思えますが、いきなり 306 センチになったわけではありませんので、以前から知っていれば、もっと早く指定されたかと思えます。

B 委員               そうしますと、ほかのところも見直してみると、もっとたくさん候補になる良い木が残っていたり、あるいは良い木だったのに指定されないうえに伐採されてということがあったりということも考えられますので、もう少し余裕があれば、調べていただければと思いました。

みどり推進課長   先ほど基本計画の中でお話ししました、このような制度をもっと広く発信していきまして、その樹木を守っていただくというところを理解していただけるように、そこにも力を入れていくということを計画の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会 長                   どうぞ。

A 委員                    今の指定その1のところですが、どのようないきさつで指定に至ったのでしょうか。要するに、保護樹木の制度を今まで知らなかったのか、あるいは、この写真の様子では、そろそろ枝を剪定しなければいけないが、区のせん定費補助があるということで指定の申請になったのでしょうか。

みどり推進課長    所有者に伺ったところ、区では今まで毎年、区報でこの制度をお知らせしてきたのですが、最近の区報を見てこのような制度があることを知ったとのことで、今回、申し出があったということです。

会 長                    ほかはいかがでしょうか。

B 委員                    細かいことですが、指定解除の樹木については直径で表示されていて、新規指定は幹周で表示されていますが、これは制度を変えてからは、幹周の表示に変えているということでしょうか。

みどり推進課長    条例を以前に改正しまして、ここの表示は幹周に変えています。この解除する樹木を指定した当時は直径で表示していたのが、現在は幹周で統一しているところです。

会 長                    では、私から2点だけ。

1点は解除に関する件で、苦情が理由になっています。それについては先ほど議論があったように、地域のみどりとして理解がもらえるようにというお話があったと思いますが、あともう1つの解除の理由として、高齢者になって維持管理が困難になったことがあったと思います。現行でも補助金等で様々な助成はしているかと思いますが、この維持管理するという部分についても地域で育てるという範囲内で何か施策展開ができるかどうかは少し検討ができないかという、これは意見です。

もう1点、質問です。先ほどの解除のイチョウの件ですが、やむなしでいいのですが、この場合、幹の低い位置から切断せざるを得ないというようなことになってしまして、伐採とまでは明快に書かれていないのですが、例えばこれは途中でという場合に、ある程度の高さでは残



すことが可能かどうかということを含めて、あるいは、区としてそのような場合には、このような形で、この位の高さで切ってくださいといったような助言等はあるのか、それについて伺えればと思います。

みどり推進課長 樹林解除から申し上げますと、そもそも落葉が苦情になっていますので、落葉が出ないくらいまで切ってくれということとなりますと、本当にモニュメントでしかなくなってしまう。区から、何とか残せないかということでお話をすると、やはり落葉の苦情対応のために、伐採とは言わないですが、半分胴切りまでということになります。それ以上のことは区としては申し上げられないというところでは非常に残念な話です。

それと、維持管理が大変ということで、高齢になって落ち葉掃きも大変だということでは、現在、区民会議の中でもそのような課題に対して様々なアイデアを出していただいています。どうすれば民有のみどりの所有者の負担が少なくなるのかということをご提案していただいて、それをもとに実際にどういう仕組みをつくっていくかが、これからの会議のポイントになってくる場所です。

その都度この委員会の中でも報告させていただければと思っております。

会 長 ありがとうございます。この案件はよろしいでしょうか。

では、報告案件の3つ目、「区長とともに練馬の未来を語る会【練馬区みどりの区民会議】について」のご報告です。資料のご説明をお願いします。

みどり推進課長 (資料5を説明)

会 長 区民会議での主な意見、提案という中で、特にいくつかポイントを絞ってご説明いただきました。

その他の項目も含めて、何かご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

A委員 資料の(16)のところに落葉の放射能の問題が出ていま

すが、これは現状どうなっているのでしょうか。各所で測っていると思いますが、多分いくら測ってもほとんど未検出ではないかと思えます。

上部の都の方針もあるのかもしれませんが、ここのはどのようになっているのでしょうか。

みどり推進課長 前回もそのような落葉絡みの放射能のご意見をいただきまして、環境課長からご説明しましたが、放射能の測定をしている中では、もうそのような数値は出ていないといった状況です。ただ、東京都の考え方としては、公園の中で出た落葉をそこで使うのは問題ない。利用するのは問題ない。その落葉をほかの場所に持って行って堆肥にするとか、何かに使うというところでは申し出が必要になってくるということでは、まだ完全に自由にはなっていませんが、以前よりはかなり動きやすくなってきています。

いずれにしても、落葉のリサイクルや落葉の活用というところでは、これもただ捨てればよいというものではありませんので、有効な活用ができるような動きができるようにこれからも少し検討していきたいと考えております。

会 長 ほかに何かありますでしょうか。

特によろしいでしょうか。

それでは、報告案件、みどりの区民会議については終わります。

報告案件3つは以上をもちまして終わりになります。

4、その他になりますが、委員の皆様から何かありませんでしょうか。

特になければ、事務局よりお願いします。

みどり推進課長 それでは、次回の緑化委員会ですが、7月24日月曜日、午前10時からの開催を予定いたしました。会場は本日より同じく第一委員会室です。お忙しい中だとは思いますが、まだ2カ月先ですが、日程を調整いただきまして、ご参集のほどよろしく申し上げます。

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

会 長

次回、7月24日というご案内がありました。あらためてご案内はあるかと思いますが、ご予約をぜひよろしくお願い致します。

では、以上で本日予定しました審議案件と報告案件がすべて終わりましたので、以上をもちまして本日の会は終了とします。どうもありがとうございました。

— 了 —